

まもろうネットニュース第2号

~登別市消費者被害防止ネットワークニュース~

発行日:平成29年4月25日

発 行:登別市消費者被害防止ネットワーク

【事務局】登別市消費生活センター(85-3491)



登別市消費者被害防止ネットワークを立ち上げました!!

登別市では、高齢者等を消費者被害から見守る体制を構築するため、「登別市はいかい高齢者等

SOSネットワーク」を基盤に室蘭警察署、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、消費者協会、連合町内会、弁護士会、金融機関などで構成する「登別市消費者被害防止ネットワーク」を立ち上げました。本ネットワークは消費者安全法の規定に基づくもので、北海道内では65番目になります。各関係機関の皆様が消費者被害を見かけたり、不審なことを発見した際に、消費生活センターや警察に通報することで早期発見や未然防止が図られます。



高齢者が、自分から相談することは難しく、相談を待っ

ているだけでは、被害が潜在化してしまう危険があります。本ネットワークでは、これらの被害をなくすため、地域全体で、特に配慮が必要な高齢者等を消費者被害から守ることを目指します。

▼登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議の開催▼



平成29年2月14日(火)に市民会館において、初の 登別市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました。 町内会、民生委員・児童委員、金融機関などの構成機関から 137名の方々にご出席いただきました。

会議では、北海道立消費生活センターの田原教育啓発 部長より、ネットワークの機能や効果、周囲の人への

「見守り」や「気づき」の大切さについ てお話をいただき ました。

また、室蘭警察署の佐藤生活安全係長からは、「特殊 詐欺被害の現状」について講話をいただくとともに、 定例会議当日の朝に寄せられた不審電話の最新情報に ついてもお話をいただき、不審な電話があった時には、 すぐに相談するよう、注意を促していました。



(定例会議の様子)

消費生活センターに寄せられた相談事例

Q:福祉関係者からの相談。

介護サービスが必要になった高齢者宅を訪問すると「生活が苦しく利用料の支払いが厳しい」と発言があり、詳しく話を聞くと、ホテルで開催される服飾品の展示会へ販売員の送迎で出かけているとのこと。

展示会では軽食が振舞われ楽しみに出かけているが、 毎月5万円を支払っていたため、食費等を切り詰め代 金を支払っており、消費者被害が疑われるため対応を お願いしたい。



A:今回の相談事例ですが、契約当事者の記憶が曖昧で、家族と福祉関係者を交え、契約に至った 経緯や状況を聞きましたが、詳細は分かりませんでした。

相談員より事業者に連絡し、契約当時者の状況を説明したうえ、契約書面の交付について確認し、開示を求めました。その結果、5年前から貴金属等の購入が始まり、ここ数年は頻繁に指輪やコートを契約していました。

事業者に対し、消費者の判断力の不足に乗じた販売方法や、財産、収入の状況に照らして不適当な契約等問題点を指摘しました。

手元には購入商品の一部しかありませんでしたが、契約当事者と家族が早急の解決を希望されたため、手元にある商品の返金を求め、事業者が応じました。



ワンポイント 〜展示会販売について〜

特定商取引法(特商法)では、店舗以外の場所で事業者が消費者に対して行う商品等の販売を「訪問販売」と定めて規制しています。

「訪問販売」に該当する場合、書面の交付義務があり、断っている人への勧誘を継続する事や、 その後改めて勧誘することも禁止されています。

また、特商法で定める内容が記載された契約書面を受け取ってから 8 日間はクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法等に問題がある場合などは、交渉が可能となることがありますので、あきらめずにご相談ください。

~出前講座を実施しています~

消費生活センターでは、町内会や老人クラブ、いきいきサロン等を対象に出前講座を実施しています。スライド上映による解説や、DVD鑑賞、お断りソング、寸劇等の参加型出前講座を通して振り込め詐欺などの消費者被害に遭わないためのポイントをお伝えします。

出前講座のお申込みは消費生活センター(85-3491)までご連絡ください!



老人クラブを対象とした出前講座





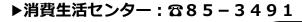
介護事業所を対象とした出前講座

◇消費生活センターについて◇

消費生活センターは登別市役所1階2番窓口の市民サービス グループ内にあります。

相談は平日の午前9時から午後5時30分まで受け付けており、電話での相談対応を行っています。

また、相談者のプライバシーの保護や相談しやすい環境 に努めるとともに、高齢者や障がいをお持ちの方には、 訪問対応も行っておりますので、お気軽にご相談ください。







「まもろうネットニュース」の名称について

登別市消費者被害防止ネットワークが発行する情報紙の名称は、幹事会議のメンバーで協議し、「まもろうネットニュース(略:まもネット)」としました。

地域の皆さんが一丸となり、「**見守り」と「気づき」**で、 消費者トラブルを防ごうという願いを込めています。 これから「まもネット」をみんなで『育てて』いきた いと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

見守り 新鮮情報

市役所から「4年分の医療費の還付金が 2万円ほどある」と電話があった。「手続きは今日中だが、取引銀行はどこか」と聞かれたので答えると、銀行から電話をさせ

ると言って切

れた。すぐに銀 行から電話があり、家の近くの

ATMで待ち合わせることとなった。しかし、ATMに行くと、「急用で行けない。これから電話で手続きを案内する」と言われ、指示通りにATMを操作した。その後すぐ通帳を見ると100万円近く引き出されていた。(70歳代 女性)



「お金が戻ってくるので ATMに行くように」は詐欺です

ひとこと助言



- ●高齢者を狙った還付金詐欺のトラブルが後を絶ちません。
- ●「お金が戻ってくるので携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら還付金詐欺です。行政や金融機関の職員が 還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡 することは絶対にありません。
- ●「手続きは今日中」などとせかされても、慌てないことが大切です。周囲に相談するなど、冷静に対処しましょう。一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難になります。
- ●不審な電話があったら、最寄りの警察やお住まいの自治体の 消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。